　別紙様式

|  |
| --- |
| 誓　約　書  岡山県知事　殿  　　　　年　　月　　日から本日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法  律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益  処分を受けていないことを誓約します。  　本日以降従前の許可の有効期間の末日までの間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに届け出ることを併せて誓約します。  年　　月　　日  住　所  氏　名  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  【特定不利益処分】  ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第14条の３（法第14条の６において準用する場合を含む。））  ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第15条の２の７）  ③廃棄物の処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２第１項及び第２項並びに第15条の３）  ④再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。））  ⑤広域認定の取消し（法第９条の９第10項（法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。））  ⑥無害化認定の取消し（法第９条の10第７項（法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。））  ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の３）  ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の４第１項（法第19条の10第１項において準用する場合を含む。）、第19条の４の２第１項、第19条の５第１項（法第19条の10第２項において準用する場合を含む。）及び第19条の６第１項）  ⑨産業廃棄物の一体的処理の特例認定の取消し（法第12条の７第10項） |

（日本産業規格Ａ列４番）